

高崎経済大学附属図書館規則

昭和47年1月14日

規則第4号

改正 平成8年3月29日高崎市規則第20号

平成10年5月6日高崎市規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、高崎経済大学設置及び管理に関する条例(平成7年高崎市条例第29号)第7条の規定に基づき、高崎経済大学附属図書館(以下「図書館」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(館長及び副館長)

第2条 図書館に館長及び副館長を置く。

2 副館長は、高崎経済大学専任教員のうちから館長が指名し、評議会の同意を得て、学長が任命する。

(職務)

第3条 館長は、学長の命を受け、館務を掌理する。

2 副館長は、館長の命を受け、館長を補佐する。

(委任)

第4条 図書館の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年1月15日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年5月6日規則第43号)

この規則は、平成10年5月6日から施行する。